

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 (略) (7) <u>削除</u></p> <p>(略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症手当) 第8条の2 <u>削除</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年5月8日から施行する。</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 (略) (7) <u>新型コロナウイルス感染症手当</u></p> <p>(略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症手当) 第8条の2 <u>新型コロナウイルス感染症手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者に接する業務に従事したときに支給する。</u> <u>2 新型コロナウイルス感染症手当の額は、日額4,000円とする。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、職員が新型コロナウイルス感染症の病原体の検査業務に従事したときは、前項及び第2条第2号の規定を適用せず、日額470円を支給する。</u></p>	<p>・新型コロナウイルス感染症五類移行に伴い手当を廃止するための改正</p>

令和5年5月2日
理事会
人事部

職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正等について

1 改正の趣旨

感染症等接触手当は、感染症法上の一類及び二類感染症並びに新型インフルエンザ等感染症等の病原体を有する患者に接する業務に支給しているが、新型コロナウイルス感染症については、社会情勢等を踏まえ、令和2年7月1日付けで「新型コロナウイルス感染症手当」を創設した。

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が五類感染症に位置づけられることに伴って、新型コロナウイルス感染症手当を廃止することとし、関係規程の改正を行う。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和5年5月8日施行